

お済みですか？確定申告 3月15日(火)まで

所得税と町県民税の申告相談 役場で開設

日時● 3月15日(火)まで(土・日を除く。ただし、3月13日(日)は休日相談を実施します)
午前9時～正午、午後1時～5時(受け付けは午前8時20分～午後4時)
【役場は防犯上の都合により午前8時15分に解錠します】
混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますので、ご了承ください。

会場● 役場2階 第4会議室

※ 3月16日(水)以降の所得税の申告については、町での相談は受け付けできません。

佐原税務署での申告をお願いします。

お問合せ● 税務課課税係 ☎ 76-5402

確定申告相談を行います 佐原税務署で開設

日時● 3月15日(火)まで(土・日を除く) 午前9時～午後5時(受付:午前8時30分～午後4時)
※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」として入場整理券の事前発行ができます。

※税務署から「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきなどが届いた場合は、併せてご持参ください。



友だち追加はこちら

佐原税務署からのお知らせ ☎0478-54-1331(音声案内)

■ 申告・納付期限(令和3年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)

■ 口座振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月21日(木)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月26日(火)

※引き落とし前日までに残高確認をお願いします。

申請期限

3月15日(火)

※消印有効

申請期限迫る！

事業継続応援金・支援金

多古町がんばる小規模事業者事業継続応援金

「千葉県中小企業等事業継続支援金」の支給対象とならない、町内小規模事業者などの皆さまに対し、事業の継続、立て直しを支援します。

支援金額 法人：20万円 個人事業者など：10万円

支給要件など詳しくは町ホームページをご覧ください。



多古町中小企業等事業継続支援金

「千葉県中小企業等事業継続支援金」の支給決定を受けた、町内小規模事業者などの皆さまに対し、事業の継続、立て直しを支援します。

支援金額 中小企業など：20万円 個人事業者など：10万円

支給要件など詳しくは町ホームページをご覧ください。



お問合せ● 産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

臨時特別給付金を給付します

一世帯 10万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、令和3年度住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円を給付します。

対象となる世帯

① 住民税均等割非課税世帯【対象となる世帯には確認書発送済み】

基準日(令和3年12月10日)において多古町に住所があり、かつ世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

※住所は異動せずに施設入所などをしていないと確認書が届かない場合があります。対象だと思ふ方で確認書が届いていない場合はお問い合わせください。

② 家計急変世帯【申請が必要】

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※住民税非課税相当とは…世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であること

例：住民税非課税となる年間給与収入の目安(多古町の場合)	
単身(扶養親族なし)の場合	93万円以下
配偶者または扶養親族が1人いる場合	137.8万円以下

その他

本給付金は、1世帯1回限りです。①、②を重複して受給することはできません。申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページはこちら

お問合せ● 保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている皆さんへ「限度額適用認定証」をご存じですか？

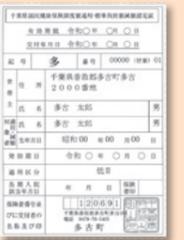
ひと月の間に医療機関に支払った医療費が自己負担限度額(※)を超えた場合、高額療養費として数カ月後に支給されます。ただし事前に申請をし、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の交付を受け、医療機関や薬局の窓口で認定証を提示すると、保険適用の医療費支払額を自己負担限度額まで抑えることができます。

国民健康保険税を滞納している場合は交付できませんのでご注意ください。

※自己負担限度額は年齢や世帯の所得状況によって異なります。

入院する場合や外来診療で1つの医療機関への支払いが高額になる場合は、この認定証を持っていると便利です。詳しくは、お問い合わせください。

お問合せ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405



子どもの健診

会場● 保健福祉センター
受付時間● 個別に通知します

乳児健診

3月4日(金)

対象● 令和3年10月～11月生まれの乳児と未実施者

お問合せ● 保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185

